

国立大学法人電気通信大学資金管理規程

令和 3年 2月18日

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 資金調達（第7条－第11条）
- 第3章 余裕金の運用（第12条－第14条）
- 第4章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学会計規則（以下「会計規則」という。）

第25条の2の規定に基づき、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号。以下「省令」という。）及び関係法令その他別に定めるもののほか、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における資金調達及び余裕金の運用（以下「資金管理」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（資金の定義）

第2条 この規程において「資金」とは、本学が保有する次に掲げるものをいう。

- (1) 運営費交付金収入
- (2) 自己収入
- (3) 施設費収入
- (4) 借入金
- (5) 目的積立金（法第32条第1項に基づく積立金をいう。以下同じ。）
- (6) その他収入に準じる金銭

（事業資金及び余裕資金の区分）

第3条 前条に規定する資金は、各事業年度のうち当該事業年度に本学の事業を実施するため必要な資金（以下「事業資金」という。）と、事業資金以外の資金（以下「余裕資金」という。）に区分する。

（責任者）

第4条 本学の資金管理は、学長の責任と権限の下で、会計規則又はこの規程により財務責任者がその職務を代行するものとする。

（資金運用に関する委員会）

第5条 本学の資金を安全かつ効果的に運用するため、資金運用管理委員会を置く。

2 資金運用管理委員会について必要な事項は、別に定める。

（事業資金の管理）

第6条 事業資金は、会計規則第14条に規定する取引金融機関のうちの銀行（以下「取

引銀行」という。)に開設した預金口座に預け入れして管理するものとする。

第2章 資金調達

(一時借入金)

第7条 財務責任者は、会計規則第24条第1項の規定に基づき、事業資金に不足が生じ、取引銀行から事業資金を一時借り入れる場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を学長に提出し、許可を得なければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還方法及び期限
- (6) 利息の支払方法及び期限
- (7) その他必要な事項

2 前項の申請を行うときは、事業資金の借入残高と申請額の合計額は、中期計画の借入限度額を超えてはならない。

3 取引銀行から事業資金を借り入れる場合は、原則として担保を提供しないものとする。

4 財務責任者は、取引銀行から借入れを行った場合は、借入金明細票に記帳しなければならない。

(当座借越)

第8条 事業資金に予測のできない不足が生じ、事業費の支払いができなくなる事態を回避するため、取引銀行と当座借越の契約を行うことができる。

2 財務責任者は、前項に規定する当座借越の額を設定しようとする場合は、学長の許可を得て行わなければならない。

3 財務責任者は、当座借越に至った場合は、その理由、借越の額及び期間について学長に報告しなければならない。

(経営協議会及び役員会の承認)

第9条 財務責任者は、一時借入及び当座借越をする場合は、事前又は事後に経営協議会及び役員会の承認を得なければならない。

(長期借入金及び債券)

第10条 学長は、会計規則第24条の2の規定に基づき、資金を調達するため、長期の借入又は電気通信大学法人債(以下「債券」という。)を発行する場合は、次に掲げる事項について経営協議会の議を経て、役員会の議決を得た上で文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業に要する費用及び収支計画
- (3) 長期借入額又は債券の発行額
- (4) 長期借入額又は債券の償還の方法及び期限
- (5) 利息の支払いの方法及び期限
- (6) その他必要な事項

2 長期の借入及び債券を発行する場合は、入札に準じた方法により取引金融機関を選定するものとする。

(目的積立金)

第11条 学長は、目的積立金を取り崩して事業を行う場合は事業計画について経営協議会の議を経て、役員会の議決を得なければならない。

第3章 余裕金の運用

(余裕金の運用の基本原則)

第12条 会計規則第25条に規定する業務の執行に支障がない範囲は、事業資金のうち支払準備金の確保に留意したうえで当面支払いに必要な資金及び余裕資金（以下「業務上の余裕金」という。）とする。

2 業務上の余裕金の運用を行うに当たっては、元本の回収の確実性を重視し、可能な限り高い運用益が得られる方法で行わなければならない。

(法34条の3第2項による余裕金の運用)

第13条 学長は、法第34条の3第2項の定めるところにより、業務上の余裕金（同条同項に規定する省令で定める要件に該当するものに限る。）を運用する場合は、経営協議会の議を経て、役員会の議決を得た上で、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(実施細則)

第14条 前2条に定めるほか、業務上の余裕金の運用に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人電気通信大学余裕金運用細則」による。

第4章 雑則

第15条 この規程に定めるもののほか、資金管理に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、令和3年2月18日から施行する。

2 この規程の施行に際し、現に行っている資金調達又は余裕金の運用については、なお従前の例による。